

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

### 凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）	金商法
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）	金商業等府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
○ 全般		
1	なぜこの時期に改正するのか。	民間手続に係る国民の利便性の向上等を図る観点から、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第46号）において、電磁的記録によるクーリング・オフの通知を可能とするための法改正が行われております。今般の改正は、上記改正法の施行に伴い、関係内閣府令等の規定の整備を行うものです。
2	顧客有利の改正ということで間違いないか。	今般の改正は、顧客が行うクーリング・オフの通知について、従来からの書面に加え、電磁的記録により行うことを可能とすることで、顧客の権利行使の手法を拡充するものです。
3	保険業法の改正及び金商法の改正に関し、クーリング・オフについて電磁的記録による通知が認められており、近日中に施行されるものと見込まれる。 この点に関し、改正法では経過措置が特設されていないところ、電磁的記録による通知が有効になるのは、契約の締結日、書面の交付日、電磁的記録による通知を行った日のいずれが基準となるのか。混乱が生じないように改正法の施行日までに明示的にお示しをいただきたい。	クーリング・オフは、契約の申込み等の後の一定期間内であれば行うことができます。契約の申込み等が今般の改正法の施行前であっても、改正法施行日以後において、電磁的記録によるクーリング・オフの通知を行うことが出来ます。
4	「書面」には「電磁的記録」が含まれないという理解で良いか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般的にはご理解のとおりです。

5	<p>今回の改正保険業法においては、クーリング・オフを書面又は電磁的記録による通知によって行うこととされている。この点に関し、電磁的記録による通知の方法は予め消費者に交付する書面等に記載することが必要であり、それは事業者及び消費者の両方の予見可能性を高めることになると考えられる。</p> <p>具体的には、保険業法施行規則第240条第1項に「電磁的記録による解除を行う場合の方法を含む」という旨の文言を明示的に追加すべきである。なお、預託等取引に関する法律施行規則（令和4年内閣府令第1号）第3条第2項第1号においても、同旨が明示的に規定されている。</p> <p>なお、金商法の改正を踏まえた金商業等府令も上記と同様の追加を行うことが適当と考えられる。</p>	<p>保険契約の申込みの撤回又は解除に関する事項を記載した書面及び金商法上の契約締結前交付書面等において、「電磁的記録による解除を行う場合の方法」を記載事項とはしていませんが、各事業者が、クーリング・オフに係る電磁的記録による通知の方法を例示して契約書面等に記載するなど、クーリング・オフに係る電磁的記録による通知の方法を分かりやすく顧客に示すことは望ましい取組みであると考えます。</p>
○ 金融商品取引業等に関する内閣府令		
6	<p>金商業等府令第95条第1項第5号柱書において「書面又は電磁的記録により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる旨」と規定されているところ、法律上「書面又は電磁的記録」と規定されていることから、電磁的記録による契約の解除（クーリング・オフ）が認められるが、投資助言・代理業を行う金融商品取引業者が顧客と締結する投資顧問契約において解除の方法を書面のみと限定して規定し、この旨を契約締結前交付書面に記載して、顧客に交付・説明する取り扱いが可能か。</p>	<p>金融商品取引業者においては、それぞれの事業環境等も踏まえ、合理的に可能な範囲で電磁的記録による通知の方法に対応していただく必要があり、通知の方法を一時的に不合理なものに限定すること（例えば当該顧客とのやりとりなどに電子メール等を用いているにもかかわらず、クーリング・オフの通知を書面のみ限定して電子メール等による通知を受け付けないなど）は、顧客に不利な特約に該当し、無効となるもの（金商法第37条の6第5項）と考えられます。</p> <p>なお、顧客が、金融商品取引業者が例示した方法以外の方法によりクーリング・オフの通知を行った場合でも、その方法が当該金融商品取引業者の事業環境等を踏まえて合理的に対応可能な範囲内のものであれば、そのクーリング・オフは有効に成立することになりますので留意が必要です。</p>
7	<p>金商業等府令第95条第1項第5号の「電磁的記録」について、具体的な電磁的記録による解除の手続きとしては、例えば解除通知の受付を金融商品取引業者が作成した特定のメールアドレスやWEBのページに限定するなど、顧客の解除の機会を不当に制限しない合理的な範囲内で行うことは可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>例えば、金融商品取引業者が、契約締結前交付書面等においてクーリング・オフの通知方法を書面や特定の電子メールアドレスのみに限定する旨記載していた場合でも、当該金融商品取引業者が開設しているHP上の問合せフォームや当該金融商品取引業者が業務上使用している他の電子メールアドレスに宛てて顧客からクーリング・オフの通知が届いた場合等には、クーリング・オフが有効に成立することとなります。</p>

8	<p>金商業等府令第 95 条第 1 項第 6 号口において「記録媒体に記録された電磁的記録」と規定されているが、この「電磁的記録」とは、金商法第 13 条第 5 項に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を意味し（同府令第 5 条）、「記録媒体に記録された電磁的記録」とは、具体的には、何かしらの記録媒体（USB メモリ、CD-R など）に記録・保存されたワードファイルやテキストファイル等の電子ファイル（電磁的記録）を想定したものと理解してよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
9	<p>金商業等府令第 95 条第 1 項第 6 号口において「当該記録媒体を発送した時」と規定されているが、これは金商法第 13 条第 5 項に規定する電磁的記録（同府令第 5 条）を、何かしらの記録媒体に記録・保存し、当該記録媒体を発送（郵送）した時に解除の効力が生じ、具体的には、ワードファイルやテキストファイル等の電子ファイル（電磁的記録）を、USB メモリや CD-R などの記録媒体に記録・保存し、当該記録媒体を発送（郵送）した時に解除の効力が生じることになるとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
10	<p>金商業等府令第 95 条第 1 項第 6 号口において「当該記録媒体を発送した時」と規定されているが、この「（電磁的記録を記録した）記録媒体を発送した時」とは、何かしらの記録媒体を郵送する手順が想定されているものと理解してよいか。また、仮に記録媒体の郵送の手順が想定される場合、電磁的記録を添付した電子メールの送信によるクーリング・オフの申出は認められないという理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第 95 条第 1 項第 6 号口の「当該記録媒体を発送した時」の規定が、記録媒体を郵便や宅配便等により送付することを想定している点は御理解のとおりです。</p> <p>なお、同号は金商法第 37 条の 6 第 2 項を受けた規定ですが、同項はクーリング・オフの効力発生に関し、民法の原則（到達主義）の例外を設けるものであり、クーリング・オフの方法を限定する趣旨の規定ではありません。</p> <p>金商法第 37 条の 6 第 1 項においてクーリング・オフの通知方法としては、記録媒体の発送による場合のほか、電子メールの送信による場合も含まれています。</p>
11	<p>金商業等府令第 157 条第 1 項第 16 号ハに規定される「電磁的記録による通知に係る記録」とは、具体的にどんなものが想定されているのか教えていただきたい。</p>	<p>「電磁的記録による通知に係る記録」としては、解除を行う旨の電子メールや、USB メモリ等の記録媒体に記録された解除を行う旨の電子データ</p>

12	金商業等府令第 157 条第 1 項第 16 号ハの「記録」について、電磁的記録による通知の場合に記録すべき事項は、顧客の氏名と電磁的記録を受信した日のみで問題ないとの理解でよいか。例えば、受信した電子メールそのものを記録する必要はないとの理解でよいか。	等が考えられ、「顧客の氏名及び電磁的記録を受信した日」のみでは不十分と考えられます。
----	---	--